

福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、大規模災害の発生時において、避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において高齢者、障がい者等要配慮者を支援する福島県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(事前協定等)

第2 チームの派遣に協力する施設を所管する法人、福祉施設、事業所、又は医療機関等（以下「協力法人等」という。）は、福島県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書（様式第1号）を知事に提出する。

- 2 知事は、協力法人等と福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第2号）を締結する。
- 3 協力法人等は、チーム員として活動可能な者について、福島県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿（様式第3号）（以下「予定者登録簿」という。）を作成し、県に提出するものとする。
- 4 協力法人等は前項の予定者登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。

(派遣基準・派遣期間等)

第3 チームは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、知事が派遣する必要があると認めたときに活動するものとする。

- 2 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後7日間程度）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。
- 3 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国または他の都道府県から知事に対してチームの派遣要請があり、且つ知事が派遣する必要があると認めたときに活動するものとする。

(派遣要請)

第4 知事は、第3の派遣基準に基づき、協力法人等に対し、チームの構成員の派遣を要請する。

派遣要請は、福島県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

- 2 協力法人等は、知事から派遣要請があったときは、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事へ報告し、派遣が可能な時は、チームの構成員を派遣する。

(チームの編成等)

第5 チームは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者のうち、所属する協力法人等の長の承認又は協力法人等で構成される事業者団体又は専門職能団体（以下「協力団体」という。）の推薦を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。ただし、協力法人等に所属していない者であっても、その他の条件を満たす場合はこの限りではない。

- 2 福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、前項の研修を修了した者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。
- 3 チームは、1チームにつき4～6名程度で構成することを基本とする。ただし、状況に応じた構成によりチームを編成できるものとする。また、編成にあたっては、複数の協力法人等で行うことができるものとする。
- 4 協議会は、チーム員の中からリーダーを指名する。リーダーは、チームを統括する。

（活動内容）

第6 チームは、次の活動を行うものとする。

- (1) 避難者の福祉ニーズ把握
避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を県に報告する。
 - (2) 要配慮者のスクリーニング
緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。
 - (3) 要配慮者からの相談対応
要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - (4) 介護を要する者への応急的な支援
避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
 - (5) 避難環境の整備
避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。
- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
 - 3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や関係機関から派遣される医療救護班等及び他機関との情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
 - 4 チームの構成員は、第1項及び第2項に掲げる活動を行う場合、自らの安全の確認等を行いながら、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

（活動報告）

第7 協力法人等は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について、福島県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）により知事に報告する。

第8 この要綱における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

- (1) 県
被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。
また、チームの派遣の可否を判断し、必要に応じて協力法人等にチーム員の派遣を要請する。
- (2) 協議会
県からの要請を受け、チームを編成し、適宜、関係機関と連絡調整等を行う。

(3) 協力法人等

県からの要請により、チーム員の派遣又は派遣調整を行う。

(4) チーム員

県からの要請により、指定する場所に参集し、チームの活動を行う。

(費用負担等)

第9 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

4 県は、チームの構成員を派遣した協力法人等に対し、第1項及び第2項の費用を支払うものとする。

(研修及び訓練等)

第10 協議会は、チームの活動に必要な知識等の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

(補則)

第11 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 理学療法士、作業療法士
職種	医療ソーシャルワーカー、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、 生活支援員、地域包括支援センター職員
その他	特に知事が認めた者